

上尾市消防本部告示第1号

上尾市消防水利施設等に関する設置基準を次のように定める。

令和3年 3月 1日

上尾市消防長 田島孝一

上尾市消防水利施設等に関する設置基準

上尾市消防水利施設設置基準（平成22年上尾市消防本部告示第1号）の全部を改正する。

1 消防水利施設の設置基準

開発行為を行う場合における防火水槽及び消火栓（以下「消防水利施設」という。）の設置は、予定建築物の用途等に応じて、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 予定建築物の用途が戸建住宅である開発行為

開発区域の面積	消防水利施設の種類等	数量
2,000平方メートル以上 4,000平方メートル未満	消火栓又は20立方メートル以上の防火水槽	1基
4,000平方メートル以上 8,000平方メートル未満	40立方メートル以上の防火水槽	1基

備考 開発区域の面積が8,000平方メートル以上の場合にあっては、消防長と協議すること。

(2) 予定建築物の用途が共同住宅（寮及び寄宿舍を含む。）又は長屋である開発行為

予定建築物の延床面積	消防水利施設の種類等	数量
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	消火栓又は20立方メートル以上の防火水槽	1基
3,000平方メートル以上 12,000平方メートル未満	40立方メートル以上の防火水槽	1基
12,000平方メートル以上 20,000平方メートル未満	40立方メートル以上の防火水槽	2基

備考 予定建築物の延床面積が20,000平方メートル以上の場合にあっては、消防長と協議すること。

(3) 予定建築物の用途が(1)又は(2)に該当しない開発行為

予定建築物の延床面積	消防水利施設の種類等	数量
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	消火栓又は20立方メートル以上の防火水槽	1基
2,000平方メートル以上 8,000平方メートル未満	40立方メートル以上の防火水槽	1基
8,000平方メートル以上 12,000平方メートル未満	60立方メートル以上の防火水槽	1基
12,000平方メートル以上 16,000平方メートル未満	80立方メートル以上の防火水槽	1基
16,000平方メートル以上 20,000平方メートル未満	100立方メートル以上の防火水槽	1基

備考

- 1 予定建築物の延床面積が20,000平方メートル以上の場合にあっては、消防長と協議すること。
- 2 開発行為に係る開発区域の面積が4,000平方メートル以上の場合にあっては、消防長と協議すること。

2 消火栓の設置義務の免除

次の表の左欄に掲げる開発行為に係る開発区域が存する用途地域等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる範囲内に既設の消火栓がある場合にあっては、1の規定にかかわらず、当該開発行為に伴う消火栓の設置は、行わなくてよいものとする。ただし、幹線道路、鉄道、河川等で分断される場合で、既設の消火栓からホースを延長することが困難であるときは、この限りでない。

開発行為に係る開発区域が存する用途地域等	距離
近隣商業地域、商業地域及び工業地域	半径100メートル
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域	半径120メートル

3 消防水利施設の設置位置等

(1) 消火栓

ア 消火栓を設置する位置は、消防長と協議すること。

イ 消火栓を設置する場所には、別図 1 による消火栓標示ライン又はこれに類するもの及び別図 2 による消火栓標識又はこれに類するものを設置すること。この場合において、別図 1 による消火栓標示ライン以外のもの及び別図 2 による消火栓標識以外のものを設置する場合には、消防長と協議すること。

## (2) 防火水槽

ア 防火水槽を設置する位置は、消防ポンプ自動車容易に接近して取水できる位置とし、かつ、吸管投入孔（導水装置を設ける場合には、採水口）と消防ポンプ自動車との水平距離を概ね 2 メートル以内とすること。この場合において、連結送水管を設置する施設にあっては、送水口との歩行距離を 20 メートル以内とすること。

イ 防火水槽を設置する場所には、別図 3 による防火水槽標示ライン又はこれに類するものを設置すること。この場合において、別図 3 による防火水槽標示ライン以外のものを設置する場合には、消防長と協議すること。

ウ 防火水槽を設置する場所から概ね 5 メートル以内に別図 4 による防火水槽標識又はこれに類するものを設置すること。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

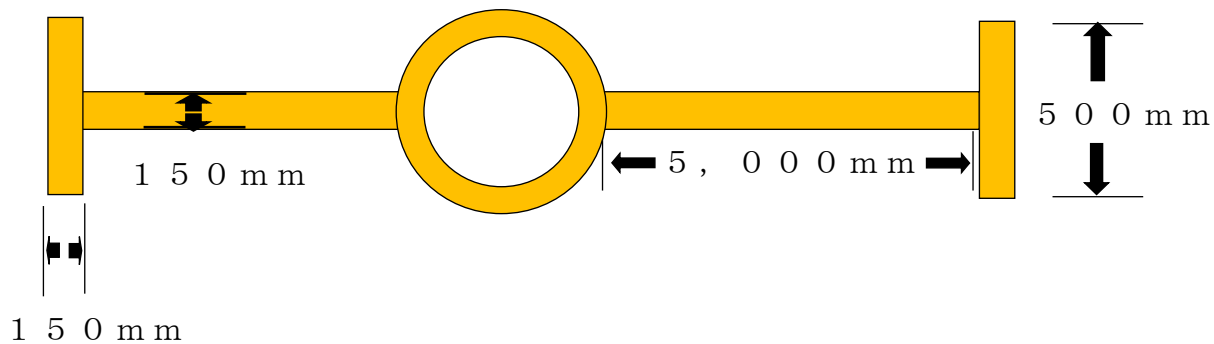
#### (適用区分)

- 2 この告示は、この告示の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に事前協議書（上尾市開発行為に関する事前手続に関する要綱（平成 22 年上尾市告示第 183 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき提出する事前協議書をいう。）を市長に提出する開発事業について適用し、施行日前に事前協議書を市長に提出した開発事業については、なお従前の例による。

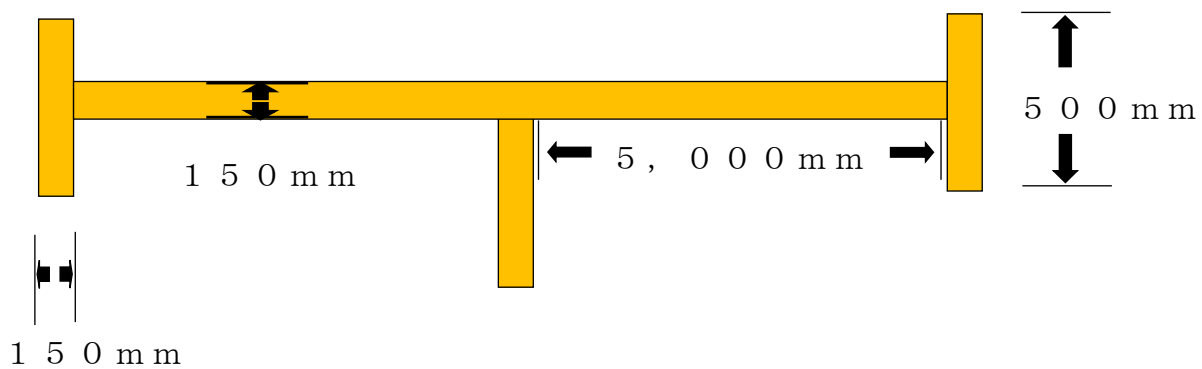
別図1 (3(1)関係)

消火栓標示ライン

- ・ 車道の場合



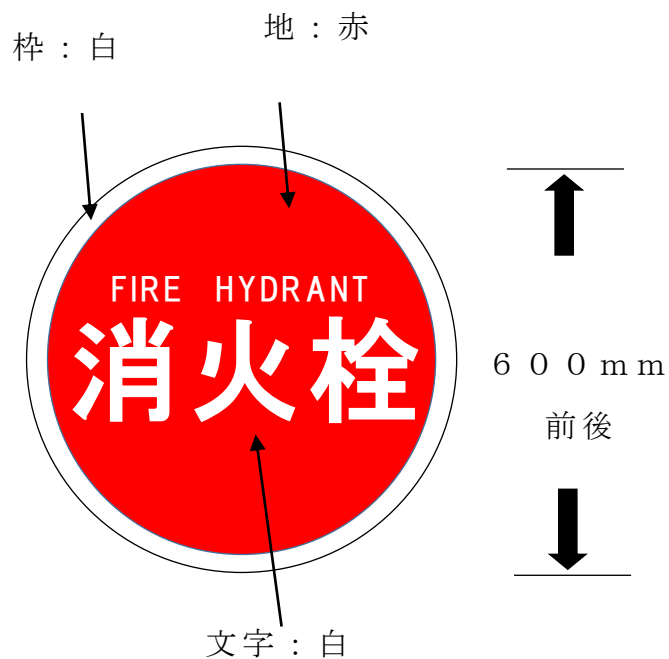
- ・ 歩道の場合



※消火栓標示ラインは、黄色の焼付塗装により設置すること。

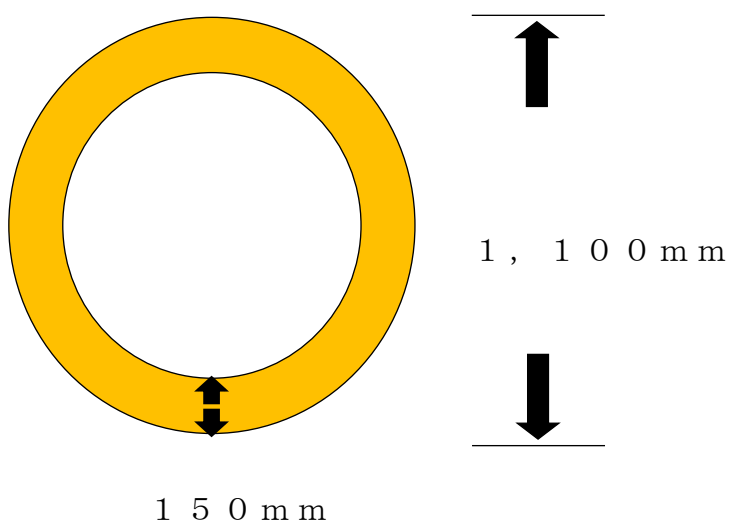
別図 2 (3(1)関係)

### 消火栓標識



別図 3 (3(2)関係)

### 防火水槽標示ライン



※防火水槽標示ラインは、黄色の焼付塗装により設置すること。

別図 4 ( 3 (2)関係)

# 防火水槽標識

